

公民連携の取組について

県では、これまで公民連携の中心的な取組として、平成 18 年度から公園毎に指定管理者制度を導入し、現在、26 公園で指定管理者による維持管理運営を行っている。

1. 指定管理者による賑わいと魅力の創出への取組

○ 指定管理業務の「利用促進事業」や指定管理者自らの費用で行う「自主事業」により、様々な取組がされている。

<p>「公園と地域への愛着」や 「出会い」を育む イベントの実施 (指定管理者と住民との協働)</p>		
<p>(事例：辻堂海浜公園ほか)</p>		
<p>自主事業（設置許可）による 公園の利便性向上 (便益施設（飲食施設）の設置)</p>		
<p>(事例：保土ヶ谷公園ほか)</p>		
<p>自主事業（行為許可）による 「利用状況に応じた」 サービスの提供 (イベント時や繁忙期への対応)</p>		
<p>(事例：三ツ池公園ほか)</p>		
<p>「柔軟」で「総意に基づく」 公園の維持管理運営 (有識者＋自治会＋行政＋指定管理者等)</p>		<p style="text-align: center;">谷戸山憲章</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆谷戸山のものを持ち出さない(生き物、土、石など)。 ◆谷戸山外のものを持ち込まない(ごみ、外来生物、犬の糞など) ◆谷戸山の多様な自然環境を生かした利用をする。 ◆谷戸山は市民参加(ボランティア)活動を促進する。
<p>(事例：津久井湖城山公園ほか)</p>		
<p>「パブリックスペースの 保全活動」の機会提供 (個人、NPO、教育機関、企業(CSR)等)</p>		
<p>(事例：茅ヶ崎里山公園ほか)</p>		

2. 指定管理以外の公民連携への取組

- 県立都市公園における公民連携は、旧都市計画法の特許事業により昭和 30 年から行われた湘南海岸公園の整備が最初である。現在、湘南海岸公園での PFI 事業のほか、民間ノウハウを活用した様々な公民連携による公園施設の整備が行われている。

PFI 事業（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）

湘南海岸公園

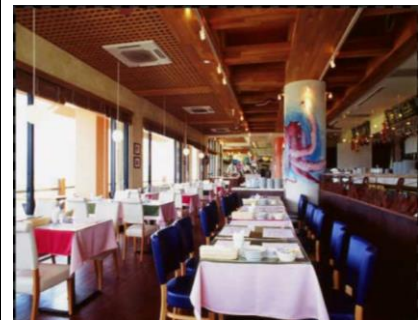
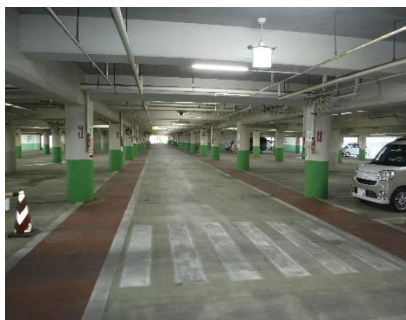
- ・水族館
（新江ノ島水族館）
- ・体験学習施設
（なぎさの体験学習館）
《株式会社新江ノ島水族館》
※平成 16 年度から 30 年間



設置許可施設（都市公園法）

湘南海岸公園

- ・西部・中部駐車場
《株式会社湘南なぎさパーク》
- ・飲食店（レストラン）
（iL-CHIANTI）
《江ノ島電鉄株式会社》



Park-PFI（都市公園法（公募型設置管理許可制度））

観音崎公園

- ・たたら浜園地 BBQ場
《BEACH⇄PARK LIVING 共同事業体》



ネーミングライツパートナー制度（平成 22 年度導入）

保土ヶ谷公園

- ・硬式野球場
（サーティーフォー保土ヶ谷球場）
《株式会社サーティーフォー》



相模原公園

- ・かながわグリーンハウス
（サカタのタネグリーンハウス）
《株式会社サカタのタネ》

3. 県立観音崎公園（たたら浜園地）における Park-PFI の状況

(1) 事業概要

○ 令和2年3月の公園等審査会でご審議いただき、事業者を選定した観音崎公園のたたら浜園地における Park-PFI を活用した施設は、令和2年9月にオープンした。

- ・面積：約0.8ha
- ・事業期間：令和2年9月～令和13年3月（11年間）
- ・内容：バーベキュー施設・カフェの設置、隣接の有料駐車場の管理運営
事業地内の維持管理
- ・事業者：BEACH⇔PARK LIVING 共同事業体(公募により選定(令和2年3月))

〔代表企業：パシフィックコンサルタンツ(株)
構成企業：横浜緑地(株)※ ※観音崎公園の選定時の指定管理者〕

- ・コンセプト：観音崎公園の中でも屈指のロケーションである「たたら浜園地」で、海と公園の両方を楽しめる環境を最大限に活用してゆったりと過ごせるリビングのような空間を創出。



事業地（たたら浜園地）全景



バーベキュー施設利用状況（R4.5.3）

(2) 事業の状況

○ 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、事業者は、イベントや情報発信を十分に行うことができず、利用者数を思うように伸ばすことができない状況が続いていたが、今年度に入り、徐々に利用者が増えてきている状況にある。

本年5月には、新型コロナの感染症法上の位置づけが5類感染症へ引き下げられる予定であることから、今後、積極的なPR活動等に取組、賑わい創出に努める。

- ・横須賀市・横浜市内への広報（企業向けのダイレクトメール）
- ・雑誌によるPR（じゃらんへの掲載）
- ・SNSの発信やHPリニューアルなど広報の強化

(3) 県の取組

○ 県は、Park-PFI事業者が実施している様々な魅力ある取組を、県民に発信し、多くの方に、この場所に足を運んでいただけるよう、ホームページ等での情報発信や、園内の案内看板の増設など、利用促進に資する取組を行っている。

【参考】当該施設は、令和4年10月に「2022年度グッドデザイン賞」を受賞した。

■グッドデザイン賞とは

公益財団法人日本デザイン振興会が主催するグッドデザイン賞は、1957年に旧通商産業省によって設立された、日本で唯一の総合的なデザイン評価・推奨の仕組み。デザインを通じ、作業や生活文化を高める運動として、国内外の多くの企業やデザインが参加しており、これまでの受賞件数は50,000件以上にのぼる。

■グッドデザイン賞 審査委員 評価コメント

豊富な観光資源に近接しつつも回遊性が低いため遊休地のようにになっていたスペースに着目して、自然環境に対する負荷をかけずに集客性が高くイベント性もある施設を効果的に点在させたデザインが優れている。

デッキとタープがもたらす居心地の良い空間は、新型コロナウイルスによる感染症の拡大による行動制限がある中でも一定の集客実績をもたらし、今後、家族程度のサイズのグループによる屋外活動の一つの選択肢として、他の地域でも広く受け入れられる可能性がある。



4. 公園の魅力向上・賑わいづくりに向けた今後の取組について

県では、県立都市公園の魅力創出に、民間の発想やノウハウを取り入れていくことが重要と考えており、引き続き、指定管理者制度や Park-PFI 等の公民連携の視点を取り入れ、公園の賑わいづくりにつなげていく。

(1) 指定管理者からの提案

○ 第4期指定管理者から新たに提案された主な取組みは、次のとおり。

① 「利用促進事業」による取組

- ・「5つの方針」*に基づく利用促進プログラムの展開（東高根森林公園）
*「公園で学ぶ+公園でアクティブ+公園の魅力+地域の魅力+ポテンシャルの発掘」
- ・「ラグビーW杯レガシーフェスタ」等の開催（保土ヶ谷公園）
- ・「子育て支援や世代間交流の場」づくり（相模三川公園、相模原公園ほか） など

② 「自主事業」による取組

- ・施設撤去後に遊休地となっている公園用地の有効活用の検討（城ヶ島公園）
- ・「バーベキュー場」、「ドックランイベント」の運営（おだわら諏訪の原公園）
- ・「カヌー体験教室」、「プール閑散期のバルーン遊具設置」（三ツ池公園） など

(2) その他の取組

- 指定管理による取組以外に、様々な視点で公民連携の検討を進めている。
 - ・老朽化施設のリニューアルに向けた公園利用者への意見徴収（保土ヶ谷公園）
 - ・長期未整備となっている公園用地の有効活用の検討（秦野戸川公園）
 - ・県立都市公園プロモーション動画の公開（かなちゃんTV） など



遊休地の有効活用



老朽化施設のリニューアル



長期未整備用地の有効活用



公園の魅力 PR 動画